

北名古屋市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和5年5月22日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

5 北 ス 第 4 号

令和 5 年 5 月 1 6 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 5 年 4 月 2 8 日付け 5 北監第 2 2 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき通知します。

＜スポーツ課＞

1 【監査委員意見】

公共施設の使用料は、公共施設の使用料適正化計画に基づき、定期的に改定を実施している。一方、使用料減免は例外としてやむを得ない場合に限定されるものであるため、使用料の改定に合わせて見直しするなどし、適切な運用をしていただくとともに、その規定についても適切に管理されたい。

2 【措置状況】

使用料減免については、使用料の改定等に合わせて適正に規定の見直しを行います。また、規定の改正等をする場合は、適宜決裁を受け適切に管理します。

5 北 会 第 1 号

令和 5 年 5 月 1 6 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 5 年 4 月 2 8 日付け 5 北監第 2 2 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<会計課>

1 【指摘事項】

契約事務について

決算書印刷を発注する際、執行伺書に積算書が添付されていなかった。また、支払金額は見積合わせの結果に基づいた正当な額であったが、請書に記載した契約金額が誤っていた。

2 【措置状況】

指摘事項については、的確な実施運用に努めます。